

『名古屋空港周辺小道地区計画』(都市計画)に関する説明会

～ 空港周辺地域へ航空機の生産・整備拠点を誘致するため市街化調整区域内地区計画を定めます ～

日時：平成25年7月25日(木)午後7時～
 場所：豊山町社会教育センター 3階 視聴覚室
 主催：豊山町役場 都市計画課

1. 地区計画を定める背景

平成17年2月の名古屋空港の機能転換は、豊山町の経済・雇用・財政に急激かつ直接的に影響を及ぼすこととなりました。これらの影響を極力縮小するためには、地域経済の活力の回復・維持を図る必要があったことから、これまでに旧空港施設の大型商業施設への転用、旧空港用地への宇宙航空研究開発機構(JAXA)の誘致などを進めてきたところです。

さらに地域経済の一層の再生を目指すには、長年遊休地となっている旧国際線貨物ターミナル跡地の利活用が地域振興を図る上で重要な課題となっていました。

このような中、愛知県が旧国際線貨物ターミナル跡地を含む空港周辺地域に、民間航空機の生産・整備拠点を誘致するプロジェクトに着手することを発表しました。

このプロジェクトは、豊山町の総合計画に定める土地利用構想にも合致し、地域経済の活性化が図られるものと考えています。

しかし、当地域は市街化調整区域であることから、航空宇宙関連工場を集積するには、周辺に配慮した秩序ある土地利用のために、地区計画を定め、進める必要があります。



2. 当地域の関連計画における位置付け

(1) 【豊山町第4次総合計画】<地方自治法>

重点戦略として「空港を中心とした産業拠点の形成を目指して、空港周辺に航空宇宙関連産業の研究開発や生産等を行う施設の集積を進める」と位置付けています。

(2) 【豊山町都市計画マスタープラン】<都市計画法>

産業振興拠点の形成方針として「空港と一体化した航空宇宙産業を核として、産業用地を集約配置することにより、先端産業振興拠点を形成する」としています。

(3) 【産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画】<企業立地促進法>

愛知県及び東尾張地域関係市町(豊山町含む)が共同で策定し、平成25年4月に国の同意を得た「東尾張地域基本計画」において、当地域を含む空港周辺地域が「集積区域」として設定され、さらに「特に重点的に企業立地を図るべき区域」に位置付けられています。

(4) 【国際戦略総合特区】<総合特別区域法>

愛知県を始め12地方公共団体(豊山町含む)が共同で申請し、平成23年12月に国から指定を受けた『アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区』において、既存工場を含む空港周辺地区が航空機の機体の研究開発又は製造に関する事業を展開する地区に位置付けられています。

3. 地区計画の制度

(1) 制度の概要

- 地区計画は、一体的な区域としてまとまりのある「地区単位」のまちづくりに対応する制度です。
- 地区の状況や特性に応じて、地区単位に必要な細街路や広場等の配置及び建築の形態、用途、敷地等に関する事項をトータルプラン(総合的な計画)として定め、区域内における建築行為、開発行為等を規制・誘導する手法です。
- 『地区計画の目標等』と『地区整備計画』から構成されます。

(2) 『地区計画の目標等』について

- まちづくりの全体構想を定めるものであり、地区計画の目標や地区の整備、開発及び保全の方針を定めます。
- 地区計画の区域全体に適用されますが、関係地権者に対して直接に拘束力を持つものではなく、地区のまちづくりの方針を前もって明らかにすることで、これを誘導していく等の効果を期待するものです。

(3) 『地区整備計画』について

- 具体的なまちづくりのルールを定めるものであり、「地区計画の目標等」に従って、道路、公園、広場などの配置や建築物等に関する制限などを詳しく定めます。
- 地区整備計画は、地区全体で定めることも、区域内の一部のみに定めることもできます。(「地区整備計画区域」といいます。)
- 実際の開発行為、建築行為の規制誘導にあたって、その法的根拠となり、関係地権者に対し、法的な拘束力を持つものです。

4. 今回定めようとしている地区計画の内容

(1) 名称 : 名古屋空港周辺小道地区計画

(2) 面積 : 約9.0ha(うち地区整備計画区域 約7.8ha)

(3) 地区計画の目標等

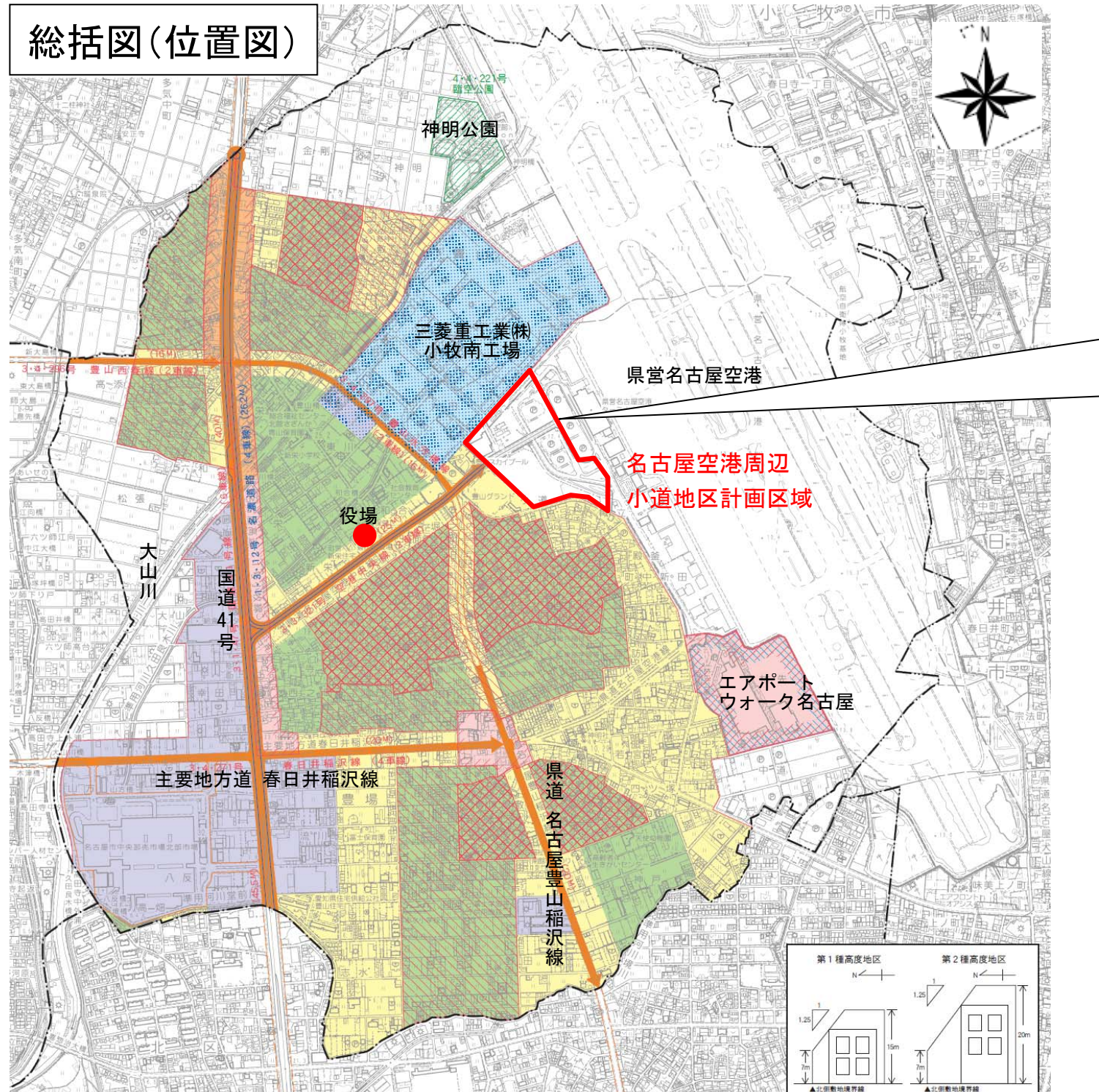
- 1) 地区計画の目標 : 航空宇宙産業を核として産業用地を集積配置し、良好な工業団地の形成を図る。
- 2) 土地利用の方針 : 航空宇宙関連産業の工業団地として適正かつ合理的な土地利用を図りながら、周辺住宅等への環境の保全に配慮する。

(4) 地区整備計画(約7.8ha)

- 1) 地区施設の配置及び規模 : 緑道1号(幅員約4m、延長約250m)
- 2) 建築物等に関する事項
 - ① 用途の制限 : 工場(航空機・同附属品製造業に限る)
 - ② 容積率の最高限度 : 150%
 - ③ 建ぺい率の最高限度 : 60%
 - ④ 敷地の最低面積 : 3,000㎡
 - ⑤ 高さの最高限度 : 航空法による制限表面高さ(45m)
 - ⑥ 形態・色彩・意匠 : 周辺環境と調和したものとすること



総括図(位置図)



計画図(素案)



<凡例>

地区計画区域	---	道路、河川等幅有する地形地物の中心線を境界とする場合
地区整備計画区域	- - -	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	- + - +	その他の場合
	////	地区整備計画区域
地区施設	—	公共空地 (緑道1号)

<地区計画区域及び地区整備区域>

アーイ	筆界
イーウ	道路北端
ウーオ	筆界
オーカ	エーオの見通し線
カーア	筆界
キーク	筆界

凡例																				
例	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	準工業地域	工業地域	市街化調整区域	特別用途地区	第一種高度地区(15m)	第二種高度地区(20m)	準防火地域	市街化区域界	都市計画公園	地区計画区域	都市計画道路	都市計画道路完工済地区	立体交差及橋梁	自動車専用道路	都市計画区域界	市町村界

5. 今後の主な都市計画の手続き

